

佐賀市告示第164号

佐賀市市税条例（平成17年佐賀市条例第57号）第7条第1項の規定に基づき、平成28年5月26日付け佐賀市告示第92号において別に佐賀市告示で定めることとされている期日（法人の市民税及び市たばこ税（佐賀市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年佐賀市条例第19号）附則第5条の規定により課するものに限る。）に関するものに限る。）は、次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

平成28年11月15日

佐賀市長 秀 島 敏 行



- 1 熊本県の区域のうち、熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町の区域 平成28年12月16日（期限が平成28年4月14日から平成28年12月15日までの間に到来するものに限る。）
- 2 熊本県の区域のうち、1に掲げる区域以外の区域 平成28年11月30日（期限が平成28年4月14日から平成28年11月29日までの間に到来するものに限る。）